## 令和2年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	1 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の130 → 100分の125 (課長職職員は100分の110 →100分の105、部長職職員は100分の100→100分の95) (再任用職員は 100分の72.5→100分の70 (部課長職職員は100分の62.5→100分の60)) ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の465 → 100分の455 (再 任用職員は100分の245→100分の240) 2 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日 (2) 期末手当の特例 令和2年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の期末手当の 支給率を100分の120 (課長職職員は100分の100、部長職職員は100 分の90) (再任用職員は100分の67.5 (部課長職職員は100分の57.5)) とすることとした。 (3) 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正 期末手当の支給率を、次のとおり改定することとした。 100分の175 → 100分の172.5 (令和2年12月期に限り100分 の170) ※年間支給率 100分の350 → 100分の345